

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

～保険料軽減特例等の見直しについて～

■1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

○保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成29年度 57万円	➡	平成30年度 62万円
----------------	---	----------------

■保険料の計算方法（平成30年度）

○保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得 - 33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	---	---	--------------------------------------

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■年間保険料額の例（平成30年度）

・単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	平成30年度	前年度比
80万円	9割	5,000円	100円増
168万円	8.5割	23,400円	3,400円増
195万5千円	5割	70,100円	5,400円減
218万円	2割	108,900円	9,200円減

・単身世帯（元被扶養者）の場合

年金収入	均等割軽減	平成30年度	前年度比
80万円	9割	5,000円	100円増
168万円	8.5割	7,500円	100円増
218万円	5割	25,100円	10,200円増

・夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	平成30年度	前年度比
80万円	夫	9割	5,000円	100円増
	妻		5,000円	100円増
168万円	夫	8.5割	23,400円	3,400円増
	妻		7,500円	100円増
223万円	夫	5割	99,200円	14,200円減
	妻		25,100円	14,700円減
268万円	夫	2割	161,900円	8,700円減
	妻		40,100円	9,700円減

・夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻が元被扶養者、年金収入80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	平成30年度	前年度比
80万円	夫	9割	5,000円	100円増
	妻		5,000円	100円増
168万円	夫	8.5割	23,400円	3,400円増
	妻		8.5割	7,500円
223万円	夫	5割	99,200円	14,200円減
	妻		5割	25,100円
268万円	夫	2割	161,900円	8,700円減
	妻		5割	25,100円

平成30年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

【問合先】北海道後期高齢者医療広域連合（〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話 011-290-5601）または、役場税務係（内線 231）

■均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

○保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



■所得割の軽減割合が見直しされました

○保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	軽減なし

■被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

○この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

【平成30年度から】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

【平成31年度から】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。